省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程

制定：令和４年９月１日

愛媛県中小企業団体中央会

（通則）

第１条　省エネルギー対応設備更新等補助金の交付については、この規程で定めるところによる。

（定義）

第２条　この補助金において「補助事業者」とは、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第７条第１項に基づく交付決定の通知を受けた中小企業者等をいう。

1. この補助金において、「中小企業者等」とは、別紙１に記載した補助対象者をいう。

（交付の目的）

第３条　愛媛県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施する当補助金は、世界的な原材料価格や原油価格の高騰などの経済環境変化に対応するため、愛媛県内中小企業者等が実施する省エネ化・高効率化やエネルギー管理の適正化に向けた設備更新等に必要な経費の一部を補助することによって、固定費の削減を図り、企業の経営力を強化していくことを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第４条　中央会は、中小企業者等が行う補助事業に要する経費であって、補助金交付の対象として中央会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した別紙２に記載の経費とする。

２　補助金の額並びに補助率は、別紙２に記載のとおりとする。

（補助事業の実施期間）

第５条　事業実施期間は、補助金交付決定日から令和５年１月３１日までとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする中小企業者等（以下「申請者」という。）は、様式１「補助金交付申請書」に基づく内容を中央会に申請若しくは提出しなければならない。

２　申請者は、別紙２に記載の補助金額の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の通知）

第７条　中央会は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式２による補助金交付決定通知書を申請者に通知若しくは送付するものとする。

２　中央会は、交付決定の通知に際して補助事業者に対し必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第８条　補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受け、その決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から２０日以内にその旨を記載した書面をもって中央会に申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第９条　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度（補助事業者の決算年度。以下同じ。）の終了後５年間、中央会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認）

第１０条　補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ中央会に様式３により、計画変更を申請し、承認を受けなければならない。

1. 補助金交付申請額の設備区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のうち変更しようとする多い方の額の２０パーセント以内の流用増減を除く。
2. 補助金交付申請時に取得するとしていた５０万円以上（税抜き）の設備を変更しようとするとき。
3. 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
	1. 交付申請時に提出された事業計画書の事業内容に変更をもたらすものでない場合
	2. 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
4. 補助事業者の事業実施場所を変更するとき。
5. 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
6. 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む）。
7. 補助事業の全部若しくは一部を他に承継させようとするとき。

２　中央会は、前項の承認をした場合には、様式４による補助事業計画変更承認通知書を申請者に通知若しくは送付するものとする。当該通知に際して、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（契約等）

第１１条　補助事業者は、補助事業を行うため１００万円（税込み）以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、２者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、２者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適当である場合は、随意契約によることができる。

２　補助事業者は、補助事業を行うため補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

３　補助事業者は、前２項の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業を適正に行うために必要な調査に協力を求める措置を講じなければならない。

４　補助事業者は、第１項又は第２項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）にあたり、愛媛県が補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業を行ううえで、当該事業者でなければ、補助事業を行うことが困難又は不適当である場合は、中央会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

５　中央会は、補助事業者が前項本文の規定に違反して愛媛県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は中央会から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

６　前５項までの規定は、補助事業者が補助事業の一部を第三者に負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は必要な措置を講じるものする。

（債権譲渡の禁止）

第１２条　補助事業者は、第７条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を中央会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　中央会が第１６条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が中央会に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、中央会は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が中央会に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

1. 中央会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
2. 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
3. 中央会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、中央会が行う弁済の効力は、中央会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日の翌日から起算して１０日を経過した日又は令和５年１月３１日のいずれか早い日までに、様式５による補助事業実績報告書を中央会に提出しなければならない。

２　補助事業者は、第１項の実績報告を行うにあたって、補助事業に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１４条　中央会は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第１０条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式７により当該補助事業者に通知若しくは送付する。補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該物件等に係る金額は補助対象とならない。

２　中央会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３ 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第１５条　補助金は前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に中央会が支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払を受けようとするときは、様式８による請求書を中央会に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第１６条　中央会は、補助事業の適切な遂行を確保するため、必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は、中央会の指定する者により補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、補助事業者は協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第１７条　中央会は、次の各号の一に該当する場合には、第７条第１項の交付決定の全部若しくは一部を取消すことができる。

（１）補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく中央会の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（４）補助事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（５）補助事業者が申請内容の虚偽、本補助金を活用して取り組む事業について、国（独立行政法人等を含む。）及び愛媛県が助成する他の制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合

（６）補助事業者が、別紙１の反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反した場合

２　中央会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３ 中央会は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号の場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４ 第２項に基づく補助金の返還については、第１４条第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第１８条　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助事業期間内に取得財産等があるときは、第１９条で処分を承認された財産を除き、補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間管理しなければならない。

３　中央会は、補助事業者が取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいう。以下同じ。）することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第１９条　処分を制限する財産は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円（税抜き）以上の設備とし、第１３条第１項に定める補助事業実績報告書に様式６による取得財産等管理台帳を添付して管理しなければならない。

２　前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）及び経済産業大臣が定める期間を準用するものとする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式９－１による申請書を中央会に提出しなければならない。

４　中央会は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、処分内容が適正と認めたときは財産処分の承認を行い、様式９－２による財産処分承認通知書を申請者に通知若しくは送付するものとする。

５　補助事業者は、前項の承認を取得後、取得財産等を処分した場合、様式９－２による承認通知書に記載がある書類を様式９－３による財産処分報告書に添付して中央会に送付するものとする。また、中央会は、様式９－４による納付通知書により、前条第３項に基づきその収入の全部若しくは一部を指定する口座に納付させることができるものとする。

６　補助事業者は、第１項に規定する取得財産が災害により使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第３項の規定にかかわらず、様式１０による財産処分報告書を中央会に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第３項の納付は免除される。

（秘密の保持）

第２０条　中央会は、中小企業者等が本規程に従って提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等（以下「提出書類等」という。）については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査及び政策効果検証等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した提出書類等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。なお、第１７条第１項５号による重複受給の可能性がある場合であって、執行機関同士で申請書類の共有が必要な場合は、本条を適用しない。

２　補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

（補助事業の手引き等）

第２１条　中央会は、補助事業の円滑な執行を図るため、本規程に定めるもののほか、補助事業者に向けて交付する補助事業の手引き及び中央会が定めるものに従い実施するものとする。

（個人情報保護に関する取扱い）

第２２条　中央会は、申請者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に従って取り扱うものとする。

（反社会的勢力排除に関する誓約）

第２３条　補助事業者は、公募要領に記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、応募申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第２４条　中央会は、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附　則

第１条　この交付規程は、令和４年９月１日から適用する。

別紙１

【補助対象者】

補助対象者は、次の１から５に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

１．以下に該当する県内中小企業者等

令和４年４月１日時点で現に営む事業を１年以上継続して営んでいる県内に本社・本店を置く中小企業者等

かつ

中小企業者及び補助対象者の範囲は、次の（１）及び（２）の要件を満たすものとする。

（１）中小企業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 資本金 | 常時使用する従業員数 |
| ①製造業、建設業、運輸業 | ３億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | １億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | 5000万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | 5000万円以下 | 50人以下 |
| ⑤ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | ３億円以下 | 300人以下 |
| ⑥旅館業 | 5000万円以下 | 200人以下 |
| ⑦その他業種（上記以外） | ３億円以下 | 300人以下 |

（２）補助対象者の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となり得るもの | 対象にならないもの |
| ・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）・中小企業組合（事業協同組合及びその連合会、商工組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合及びその連合会）・個人事業主 | ・医師、歯医者、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人・宗教法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・申請時点で開業していない創業予定者・任意団体 |

２．県税に未納がないこと

３．みなし大企業でないこと

次のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除くものとする。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者

※１　資本金及び従業員数がともに上表①中小企業者の定義の数字を超える場合、大企業に該当するものとする。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなすものとする。

※２　本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶものとする。

４．申請時に虚偽の内容を提出した事業者ではないこと

５．「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（１）暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（２）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

（３）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

（４）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（５）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（６）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

（７）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

ニ　前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

ホ　その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

別紙２

【補助対象事業、補助対象経費、補助対象機器・設備、補助金額及び補助率】

１．補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げるすべての条件を満たす設備を導入する事業とする。

（１）既存の設備と比較して同一の効果又は成果を得た上で、定量的な省エネルギー効果が見込まれる設備であること

（２）申請者自らが県内に設置する新品の設備であること

（３）補助対象となる経費の総額が、高効率化設備更新については100万円（税抜き）以上、省エネルギー設備更新については50万円（税抜き）以上の設備であること

（４）①又は②を満たす設備であること

①「グリーン購入法調達基準に適合した設備」若しくは「トップランナー基準を達成した設備」又はこれと同等の性能を有すると認められる設備

②メーカー等により定量的に省エネルギーコストの削減効果が認められた設備

２．補助対象経費

補助対象経費は、消費税を除く機器・設備の本体価格のみとする。

３．補助対象機器・設備

　　次に掲げる機器・設備であること。

|  |  |
| --- | --- |
| 高効率化設備更新 | 省エネルギー設備更新 |
| 業務用ボイラ業務用エアコンＬＥＤ照明(※水銀灯からの入替のみ対象)コンプレッサー換気設備業務用冷蔵庫業務用冷凍庫産業設備※上記の設備更新に加え、エネルギー使用量等を計測する装置（見える化装置）の導入が必須 | 業務用ボイラ業務用エアコンＬＥＤ照明(※水銀灯からの入替のみ対象)コンプレッサー換気設備業務用冷蔵庫業務用冷凍庫産業設備 |

※業務用ボイラの効率基準

　・高効率化設備更新については、燃焼効率95％以上の設備を対象とする。既に95％効率の設備を導入している場合は１％以上でも燃焼効率が向上すれば対象とする。

　・省エネルギー設備更新については、燃焼効率が現状の数値より向上すれば対象とする。

※付属のオプションについては、省エネ効果が期待できるメーカー純正品のみ対象とする。

※見える化装置の機能を内蔵した省エネ型機器・設備も対象とする。

※既存の見える化装置を活用して、更新する機器・設備を見える化する場合も対象とする。

４．補助金額及び補助率

補助金額は、補助対象経費に応じて、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象経費（税抜き） | 補助率 | 補助上限額 |
| 高効率化設備更新 | 100万円以上 | 1/2 | 300万円 |
| 省エネルギー設備更新 |  50万円以上 | 1/2 | 50万円 |

※補助金額は千円未満を切り捨てる。

規程に定める様式

様式１

受付番号

令和　年　月　日

愛媛県中小企業団体中央会会長　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

省エネルギー対応設備更新等補助金交付申請書

省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第６条第１項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

＊事業計画書は、補助金事務局が指定する様式（公募要領様式）を使用すること。以下同じ。

２．補助事業の開始日及び完了予定日

交付決定日～令和　　年　　月　　日

３．補助対象経費

事業計画書のとおり

４．補助金交付申請額

事業計画書のとおり

※２を漏れなく御記入ください。

様式２

受付番号

媛中発第　　　号

令和　年　月　日

補助事業者

代表者　　　殿

愛媛県中小企業団体中央会

会長　　服部　正

（公印省略）

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付け様式１で申請のあった省エネルギー対応設備更新等補助金については、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第７条の規定により、次のとおり交付する。

記

１　補助金の交付対象となる事業は、令和　年　月　日付け様式１（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費 金 円（税抜き）

補助金交付決定額 金 円（税抜き）

３　補助事業者は、交付規程で定めるところに従うこと。また、本事業の実施に当たっては、愛媛県中小企業団体中央会の指示に従うこと。

様式３

受付番号

令和　年　月　日

愛媛県中小企業団体中央会

　会長　　服部　　正　　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

補助事業計画変更承認申請書

令和　年　月　日付け媛中発第　　号をもって交付決定された上記の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１０条第１項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

１．事業計画の内容

※補助金交付申請書に記載の「更新する設備」を記載してください。（例：業務用ボイラ　等）

２．変更の内容

３．変更の理由

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

別紙新旧対比表のとおり

（注１）変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入してください。

（注２）上記４「補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額」についての変更がない場合は、別紙１の＜経費明細表＞の添付提出は不要です(上記4の欄には「変更なし」とご記載ください)。

（注３）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

様式３の別紙１

＜経費明細表＞

変更前

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備区分 | 1. 積算基礎

型番、数量×単価（税抜きの額） | ②補助対象経費（税抜きの額） | ③補助金交付申請額補助対象経費×補助率１/２ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

変更後

（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備区分 | 1. 積算基礎

型番、数量×単価（税抜きの額） | ②補助対象経費（税抜きの額） | ③補助金交付申請額補助対象経費×補助率１/２ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

（注）行が不足する場合、行を追加してください。

本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

様式４

受付番号

媛中発第　　　号

令和　年　月　日

補助事業者

代表者　　　　殿

愛媛県中小企業団体中央会

会長　　服部　正

（公印省略）

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

補助事業計画変更承認通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった補助事業計画変更については、申請書のとおり承認する。

したがって、令和　年　月　日付け交付決定通知書をもって通知した補助金の交付の対象となる事業及びその内容並びに補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおり変更する。

１　補助金の交付対象となる事業及びその内容は、計画変更の承認により変更された部分を含め交付決定をした事業及び内容とする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費　　　金 円（税抜き）

補助金の額　　　　　　　　金 円（税抜き）

３　補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。

様式５

受付番号

令和　年　月　日

愛媛県中小企業団体中央会

　会長　　服部　　正　　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

補助事業実績報告書

上記補助事業を令和　年　月　日付けで完了したので、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１３条第１項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

１．交付決定　　　　　　　令和　年　月　日付け媛中発第　　　号

２．事業計画の変更　　　　令和　年　月　日付け媛中発第　　　号（該当する場合記入）

３．補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

４．補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

５．補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

６．事業の実績報告

別紙のとおり

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

様式５の別紙１

補助事業実績報告書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．事業計画の内容　※補助金交付申請書に記載の「更新する設備」に☑をしてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| □ | 業務用ボイラ | □ | 業務用エアコン | □ | LED照明 |
| □ | コンプレッサー | □ | 換気設備 | □ | 業務用冷蔵庫 |
| □ | 業務用冷凍庫 | □ | 冷凍冷蔵一体型 | □ | 産業設備 |
| □ | エネルギー使用量を計測する装置(見える化装置) |  |  |  |  |

 |
| ２．事業実施期間開始　　令和　年　　月　　日　※交付決定日を記入してください。完了　　令和　年　　月　　日　※支払完了日等、補助事業の終了日を記入してください。 |
| ３．補助事業の実施場所　※補助事業を行った実施場所の住所・事業所名を記載してください。複数箇所で事業を行った場合もすべて記載してください。住所：事業所名： |
| ４．更新等を行った設備の情報　様式５の別紙２のとおり |
| ５．実施した補助事業の具体的内容とその成果 |

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

様式５の別紙２

更新等を行った設備の情報

※更新等設備が複数ある場合は、本紙も複数枚作成してください。

補助金交付申請時の明細番号と同じになるように揃えて作成してください。

**明細番号　　１**

導入設備の情報

|  |  |
| --- | --- |
| メーカー名 |  |
| 設備の型番 |  |
| 機番　※１ |  |
| 消費エネルギー |  |
| 使用時間（月） |  |

※１　銘板に記載されていることが多く、設備の種類や設置場所により、設置後に確認できなくなることがありますので、設置工事前に写真撮影を行うなど、ご注意ください。

導入設備の外観写真

|  |
| --- |
|  |

導入設備の銘板・機番の写真

|  |
| --- |
|  |

※２　これらの写真は、別添用紙として提出しても構いません。

様式５の別紙３

＜経費明細表＞

（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備区分 | 予算額（交付決定額または変更申請額） | 実績額 |
| 補助対象経費（税抜きの額） | 補助金交付決定額（税抜きの額） | 補助対象経費（税抜きの額） | 補助金の額（税抜きの額） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

（注２）補助金の額　合計は、省エネルギー設備更新は上限額：５０万円　高効率化設備更新は上限額：３００万円です

＜明細番号別支出明細書＞

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 明細番号 | 設備名 | 型番 | 数量 | 単価(税抜き) | 補助対象経費(税抜き) | 補助金額（税抜き） |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |

（注１）補助金額の合計は、千円未満切捨てとなります。

（注２）行が不足する場合は行を追加してください。

（注３）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

（注４）補助金の額　合計は、省エネルギー設備更新は上限額：５０万円　高効率化設備更新は上限額：３００万円です

様式６

事業者名：

取得財産等管理台帳

（取得財産等明細書）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備区分 | 取得財産名 | 数量 | 単価（円）（税抜き） | 金額（円）（税抜き） | 取得年月日 | 保管場所及び設置場所（所在地） | 耐用年数（処分制限期間） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）対象となる取得財産等は、取得価格が本交付規程第１９条第１項に定める処分制限額（単価５０万円（税抜き））以上の財産とします。

（注２）数量について、同一規格等であれば一括して記入して構いませんが、単価が異なる場合は、分割して記入してください。

（注３）取得年月日は、検収年月日を記入してください。

（注４）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

様式７

受付番号

媛中発第　　　号

令和　年　月　日

補助事業者

代表者　　　　　　　殿

愛媛県中小企業団体中央会

会長　　服部　正

（公印省略）

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

補助金確定通知書

令和　年　月　日付け文書をもって報告のありました上記補助金については、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１５条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

１．補助事業に要した経費、補助金確定額及び精算額は、次のとおりとする。

補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

補助事業に要した経費　　　　　　　　　　　円（税抜き）

補助金確定額　　　　　　　　　　　　　　 円（税抜き）

様式８

受付番号

令和　年　月　日

愛媛県中小企業団体中央会

　会長　　服部　　正　　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

補助金精算払請求書

令和　年　月　日付け媛中発第　　号をもって補助金額の確定がなされた上記補助金について、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１５条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．補助金精算払請求額 円（税抜き）

２．補助金額確定内容

補助金交付決定額 円（税抜き）

補助金確定額 円（税抜き）

精算払請求額 円（税抜き）

３．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

|  |  |
| --- | --- |
| 送金口座名義 |  |
| フリガナ |  |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| フリガナ |  |
| 口座種類 |  |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

様式９－１

受付番号

令和　年　月　日

愛媛県中小企業団体中央会

　会長　　服部　　正　　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

財産処分承認申請書

省エネルギー対応設備更新等補助金により取得した財産を処分したいので、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１９条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．処分する財産（様式６「取得財産等管理台帳」より抜粋のこと）

取得財産名：

取得年月日：令和　年　　月　　日

取得価格　：　　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

残存簿価相当額：　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

２．財産処分の方法

３．財産処分の理由

（添付書類）

・処分価格の積算資料（残存簿価相当額の確認ができる資料、有償譲渡等による処分を行う場合は、見積書も添付すること。）

・納付金額の積算資料

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

様式９－２

受付番号

媛中発第　　　号

令和　年　月　日

補助事業者

代表者　　　　　　　殿

愛媛県中小企業団体中央会

会長　　服部　正

（公印省略）

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

財産処分承認通知書

令和　年　月　日付け文書をもって申請のありました件については、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１９条第４項の規定に基づき、これを承認することとしましたので通知します。

なお、財産処分を行った場合は、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１９条第５項の規定に基づき、様式９－３財産処分報告書を、下記の資料と併せて提出してください。

記

１．財産処分に伴う収入額が記載された通帳（写）等

２．撤去前の写真

３．撤去後の写真

（参考）財産処分後に提出が必要な書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分内容 | 財産処分に伴う収入額が記載された通帳（写）等 | 撤去前の写真 | 撤去後の写真 |
| 目的外使用（場所を移動した場合） | × | 〇 | 〇 |
| 目的外使用（場所を移動しなかった場合） | × | × | × |
| 譲渡（有償） | 〇 | 〇 | 〇 |
| 譲渡（無償） | × | 〇 | 〇 |
| 交換 | × | 〇 | 〇 |
| 貸付（有償） | 〇 | 〇 | 〇 |
| 貸付（無償） | × | 〇 | 〇 |
| 担保に供する処分 | 〇　※１ | × | × |
| 廃棄 | × | 〇 | 〇 |

※１：当該財産を設定対象とする「担保権設定契約証書」等の写し。

様式９－３

受付番号

令和　年　月　日

愛媛県中小企業団体中央会

　会長　　服部　　正　　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

財産処分報告書

　令和　年　月　日付け媛中発第　　号をもってもって承認のありました件については、下記のとおり財産処分しましたので、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１９条第５項の規定に基づき、報告します。

記

１．処分日

令和　　年　　月　　日

２．処分の方法

３．処分価格

　　　　　　　　　　　円

４．財産処分にかかる書類（添付のとおり）

（１）財産処分に伴う収入額が記載された通帳（写）等

（２）撤去前の写真

（３）撤去後の写真

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。

様式９－４

受付番号

媛中発第　　　号

令和　年　月　日

補助事業者

代表者　　　　　　　殿

愛媛県中小企業団体中央会

会長　　服部　正

（公印省略）

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

財産処分に伴う納付について

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る財産処分に伴う納付金について、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１９第５項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．納付の理由

省エネルギー対応設備更新等補助金で取得した財産を処分（○○）した結果、収入がある（ことが見込まれる）ため

２．補助金確定額 円（税抜き）

３．納付金額 円（税抜き）

４．納付口座

口座名義　　　愛媛県中小企業団体中央会 会長 服部正

（フリガナ）　　（ｴﾋﾒｹﾝﾁｭｳｼｮｳｷｷﾞｮｳﾀﾞﾝﾀｲﾁｭｳｵｳｶｲ ｶｲﾁｮｳ ﾊｯﾄﾘﾀﾀﾞｼ）

金融機関名

支店名

口座種類

口座番号

※振込手数料は、補助事業者に負担していただきます。

５．納付期限　　　本書発信日より３０日以内

様式１０

受付番号

令和　年　月　日

愛媛県中小企業団体中央会

　会長　　服部　　正　　殿

郵便番号

住　　所

名　　称

代表者の役職

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

省エネルギー対応設備更新等補助金に係る

財産処分報告書

省エネルギー対応設備更新等補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、省エネルギー対応設備更新等補助金交付規程第１９条第６項の規定に基づき、下記のとおり処分について報告いたします。

記

１．処分する財産の名称及び取得年月日

※実績報告書提出時の「取得財産等管理台帳」より今回処分する機械・設備を抜粋のこと

取得財産名：

取得年月日：令和　年　　月　　日

２．処分内容及び処分年月日

処分内容　：（例）廃棄

処分年月日：令和　年　　月　　日

３．処分の理由

（例）事業実施場所である工場が災害にて冠水し、当該財産が使用不能となったため、廃棄を行った。

４．その他参考資料

※処分理由を補足する参考資料等がある場合には、その名称を記載し、添付のこと

（注）本様式は、日本工業規格Ａ４判としてください。